

犯罪被害者等基本法施行 15 周年シンポジウムの総括 諸 澤 英 道

1. はじめに

基本法が施行されて 15 年が経つが、被害者の人権保障はほとんどできていない。

実施する機関 被害者のための施策	国	都道府県 政令都市	市区町村	NGO、 NPO など
1. 権利を保障するための法律・条例の制定 (被害者の権利を謳った法律・条例)	○	△	×	—
2. 生活を取り戻すための支援 (家事・育児・介護・送迎・引越・職場復帰)	地方交付金 ×	△	×	×
3. 心身の回復のための支援 (相談・カウンセリング・医療・通院など)	地方交付金 ×	△	×	△
4. 経済的な支援 (支援金・見舞金・奨学金・貸付金など)	地方交付金 ×	×	×	—
5. 被害者への補償 (被害者への公的補償金)	△	—	—	—
6. 加害者に賠償させるための支援 (賠償請求訴訟・取立て支援など)	×	×	×	×
7. 刑事手続きに関与するための支援 (捜査・刑事裁判などに際しての支援)	○	△	×	○

(注) 評価の基準は、◎よく保障されている (80~100)、○ある程度保障されている (50~79)、
△あまり保障されていない (20~49)、×ほとんど保障されていない (0~19) を意味する。

被害者のために強く求められる施策

- ① 「犯給法」の抜本的改正¹
- ② 加害者から被害者への賠償を確実にさせるための刑事法の改正²
- ③ 犯罪被害者基金の新設

長野県で起きた「坂城町二人殺害自殺事件」についての 3 つの疑問

- Q1. なぜ、被害(殺害)を防ぐ(または、最小にする)ことができなかったのか?
- Q2. なぜ、被害者の尊厳(特に、名誉とプライバシー)を守ることができないのか?
- Q3. なぜ、被疑者が死亡(自殺など)した事件では被害者支援ができないのか?

¹ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

² 日本では、民事法上の損害賠償請求制度を利用せざるをえないが、国連は各国に、刑事法上の「被害弁償命令 (restitution order) 制度」の新設を求めている。

(Q1. に関して)

日本では、被害防止と防犯はほとんど同じ意味である。
他方、世界的には、被害防止は被害者支援の一環である。

坂城町事件では、2 日前に長男が暴力を受けた時から、この一家に対する支援をスタートさせるべきであった。

警察の職務は「事件を解明し、犯人を逮捕すること」(刑事警察)と考える人が多いが、警察の本来の職務は「被害を防ぐこと」(行政警察)である。

(Q2. に関して)

被害者の尊厳が尊重され、名誉とプライバシーが守られ、二次被害を受けない権利

被害者のためのスポークスマンを誰が行うのか？

(マスコミを含む) 社会とのパイプ役として、弁護士が期待される。

プライバシー権 (肖像権を含む) が確立していない日本

2. シンポジウムを通して、4つのことが明らかに

①被害者の問題は「国民の基本的人権」に関することであり、そのまま放置しておくことは、正義に反する。

②被害者が元の生活を取り戻す責任は、国と自治体にある。

③被害者支援は「コミュニティを基本とする」

④被害者支援には「迅速」「公正」「無償」「利用しやすい」という4つの原則がある。

支援は、被害者がわざわざ訪ねて行かなくてはいけないのではなく、支援者が被害者を訪ねて来ることが基本である。

デスクに座って、電話を待っている人を「支援者」とは言わない。

3. 被害者問題は、正義の問題であり、権利の問題である。

議論は、世界的には1960年代から始まり、すでに半世紀が経つ。

国連で1985年に採択された「国連被害者人権宣言」の正式名称は「犯罪およびパワー濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言 (Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power)」である。

この宣言は「被害者の権利を守ることが正義にかなう」という考え方に立っている。

2004年に制定された「犯罪被害者等基本法（2004年12月8日制定、2005年4月1日施行）」も、その前文、第1条、第3条に「被害者の権利と利益」を明記している。

また、第5条には地方自治体の責務が謳われている。

4. 「被害者のための正義」とは何か？

64年前にイギリスの刑事政策学者マージャリー・フライがオブザーバー紙に投稿
Margery Fry (1957). Justice for Victims. In: Observer

46年前の諸澤論文

諸澤英道（1975）被害者の権利と被害者学、青柳文雄教授退職記念論文集
「被害者とは、憲法上保障されている基本的人権を侵害された人をいう。」

日本国憲法 第13条（個人の尊厳）

日本国憲法 第25条（生存権）

5. 被害者のための支援金を誰が出すか？ ～加害者か？ 国か？ 自治体か？～

加害者が払う「賠償金」と国や自治体が払う「支援金（見舞金）」とは、性格が違う。

日本の被害者補償制度（犯給金）は、「ごく限られた被害者に、比較的手厚く支給」³
自治体による経済的支援は、国の犯給制度を参考にはいけない。

6. 被害者にとって最も重要な3つの権利

① 元の生活を取り戻す権利 ⇒ コミュニティーに基礎をおいた支援

② 知る権利 ⇒ 入り口の権利（どのような権利があるかを知らされる権利）

少年や精神障害者などについて知ることかできない現行法には問題がある。

③ 尊厳を尊重され、名誉とプライバシーが守られ、二次被害を受けない権利

犯罪被害者等基本法3条1項の基本理念には、「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利がある。」と書かれている。

³ 犯罪被害給付金の2019年度の支給額は、約300人に総額で約10億円である（一人平均333万円）。他方、人口が日本の約2.7倍であるアメリカでは、約16万人（約500倍）に総額で約500億円（一人平均32万円）を支給している。アメリカの殺人が日本の約15倍であることなどを考慮しても、日本の制度がいかに小さい制度であるかが分かる。